

**消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書**  
(離島等供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により申請を行った離島等供給特例承認申請書（電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(4)ロ(ホ)および別表2（燃料費等調整額の算定）(3)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入し、別表1（燃料費調整額の算定）(6)に定める基準単価、別表2（燃料費等調整額の算定）(1)ロに定める基準燃料単価および別表2（燃料費等調整額の算定）(2)ロに定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1（燃料費調整額の算定）(4)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間		2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間		2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
a 定額制供給の場合 (a) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
10ワットまでの 1灯につき	7.77	0.71	9.32	0.85	7.77	0.71
10ワットをこえ 20ワットまでの 1灯につき	15.54	1.41	18.64	1.69	15.54	1.41

区分および単位	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間		2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間		2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31.07	2.82	37.29	3.39	31.07	2.82
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46.61	4.24	55.93	5.08	46.61	4.24
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77.68	7.06	93.22	8.47	77.68	7.06
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	77.68	7.06	93.22	8.47	77.68	7.06
小型機器料金						
50ボルトアンペアまでの1機器につき	23.20	2.11	27.84	2.53	23.20	2.11
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	46.40	4.22	55.68	5.06	46.40	4.22
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	46.40	4.22	55.68	5.06	46.40	4.22

区分および単位	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間		2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間		2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
(b) 臨時電灯 A						
1日につき						
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.63	0.06	0.75	0.07	0.63	0.06
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.25	0.11	1.50	0.14	1.25	0.11
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合	1.25	0.11	1.50	0.14	1.25	0.11
100ボルトアンペアまでごとに						
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12.52	1.14	15.02	1.37	12.52	1.14
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合	12.52	1.14	15.02	1.37	12.52	1.14
1キロボルトアンペアまでごとに						

区分および単位	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間		2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間		2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
(c) 臨時電力	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6.58	0.60	7.90	0.72	6.58	0.60
契約電力1キロワット1日につき	13.16	1.20	15.79	1.44	13.16	1.20
(d) 農事用電力B						
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.84	1.08	14.21	1.29	11.84	1.08
契約電力1キロワット1日につき	23.68	2.15	28.42	2.58	23.68	2.15
b 従量制供給の場合 1キロワット時につき	2.00	0.18	2.40	0.22	2.00	0.18

(2) 別表2（燃料費等調整額の算定）(3)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2025年8月1日から2025年8月31日までの期間		2025年9月1日から2025年9月30日までの期間		2025年10月1日から2025年10月31日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭 1.00	円 銭 0.09	円 銭 1.20	円 銭 0.11	円 銭 1.00	円 銭 0.09

## (3) 別表1 (燃料費調整額の算定) (6)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10 ワットまでの1灯につき	0.641	0.058
10 ワットをこえ 20 ワットまでの1灯につき	1.282	0.117
20 ワットをこえ 40 ワットまでの1灯につき	2.563	0.233
40 ワットをこえ 60 ワットまでの1灯につき	3.846	0.350
60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき	6.409	0.583
100 ワットをこえる1灯につき 100 ワットまでごとに	6.409	0.583
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの1機器につき	1.914	0.174
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1 機器につき	3.828	0.348
100 ボルトアンペアをこえる1機器につき 100 ボルトア ンペアまでごとに	3.828	0.348
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.052	0.005
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペア までの場合	0.103	0.009
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペア までの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.103	0.009
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペ アまでの場合	1.033	0.094
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアン ペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1.033	0.094
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1日につき	1.086	0.099
(ニ) 農事用電力 B		
契約電力 1 キロワット 1日につき	1.954	0.178
ロ 従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	0.165	0.015

(4) 別表2（燃料費等調整額の算定）(1)ロに定める基準燃料単価

区分および単位	基準燃料 単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭厘 0.157	円 銭厘 0.014

(5) 別表2（燃料費等調整額の算定）(2)ロに定める基準市場単価

区分および単位	基準市場 単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭厘 0.149	円 銭厘 0.014